

京都市立芸術大学大学院音楽研究科小委員会規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(平成28年10月17日一部改正)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 本研究科に常置される小委員会の種類、権限、任務、構成及び運営については、この規程の定めるところによる。

(種類)

第2条 本研究科に次の小委員会（以下「委員会」という。）を常置する。入試委員会、教務委員会、学生委員会、演奏委員会、整備・予算委員会、図書・紀要委員会、特別賞等検討委員会、国際交流委員会、博士課程委員会、人事組織委員会

2 前項に掲げる以外に研究科委員会は、必要と認める委員会を臨時に置くことができる。

第3条第2項及び第3項並びに第4条から第17条までの規定は、臨時委員会に準用する。

(所管事項及び構成)

第3条 各委員会の所管に属する事項については、委員会に関する章で定める。

2 委員会は、京都市立芸術大学大学院音楽研究科の教授・准教授・専任講師をもって構成する。

3 委員会の委員は、人事組織委員会を除き、研究科長が原案を作成し、研究科委員会の議決を経て決定する。

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とし再任を妨げない。ただし、人事組織委員会委員にあっては、引き続き2年を超えることはできない。

2 任期は5月1日に始まり、翌年4月30日をもって満了する。ただし、後任者が選出されるまでの間は、その職務を行う。

第5条 委員会は、それぞれ所管に属する事項並びに研究科委員会から付託された事項を審議し、その結果を研究科長に報告してのち、研究科委員会に提案し、その議決に従って執行する。

(正・副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は研究科長が指名し、副委員長は委員長の指名又は委員の互選による。

(招集及び議長)

第7条 委員会は委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は3分の2以上の要求があるときは、委員会を招集しなければならない。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(定数及び議決)

第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立し、議決は出席者の過半数による。

(代理者)

第9条 委員に事故あるときは、代理者がその職務を代理することができる。

2 代理者は、審議にさきだち委員会の承認を得なければならない。

(研究科長の出席)

第10条 研究科長は、委員会と協議の上委員会に出席し、発言することができる。ただし、採決に加わることはできない。

(意見聴取)

第11条 委員会は、その審議の内容に応じ、他の委員会及び各研究室の意見を聴取することができる。

(委員以外の出席)

第12条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴取することができる。

2 委員以外の者は、委員会の承認を得て、発言することができる。ただし、採決に加わることはできない。

(合同会議)

第13条 委員会は、必要と認めるときは、他の委員会と協議して、合同会議を開くことができる。

(分科会)

第14条 委員会は、必要と認めるときは、分科会を設けることができる。

(少数意見の留保)

第15条 委員会は、委員会において少数のため廃棄された意見で、他の出席者1名以上の賛成があるものを、少数意見として留保することができる。

(記録)

第16条 委員会の記録は、副委員長又は副委員長が指名した者がこれにあたる。

(事務処理)

第17条 委員会の事務は、教務学生課が処理する。

第2章 委員会

(入試委員会)

第18条 入試委員会は、本研究科の入試が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 入学試験の計画及び実施に関する事項
- (2) 学生募集要項に関する事項
- (3) その他入学試験に関する事項
- (4) 本科留学生及び研究留学生の選考に関する事項

(教務委員会)

第19条 教務委員会は、本研究科の教育全般について適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 本研究科の教科課程及び教職課程に関すること。
- (2) 授業科目の編成及び実施並びにそれらに関する教員の担当・配置等に関する事項
- (3) 学修指導に関する事項
- (4) 在学生に係る試験の計画及び実施に関する事項
- (5) 学年暦及び履修要項に関する事項
- (6) 単位の認定、修了の認定及び学籍に関する事項
- (7) 聴講生の選考その他聴講生に関する事項
- (8) 研究発表の企画、運営に関する事項
- (9) その他教務に関する事項

(学生委員会)

第20条 学生委員会は、本研究科の学生（留学生を含む。）の生活と修学が適切かつ円滑に行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 奨学金、授業料減免に関する事項
- (2) その他学生生活に関する事項
- (3) その他留学生に関する事項

(演奏委員会)

第21条 演奏委員会は、本研究科の学生（留学生を含む。）の演奏について次の事項を担当し、審議する。

- (1) 本学主催又はこれに準ずる各種学内外演奏会に関する事。
- (2) その他演奏に関する事。

(整備・予算委員会)

第22条 整備・予算委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 施設及び設備の長期整備計画に関する事。
- (2) 施設及び設備の整備に関する事。
- (3) 予算要求に関する事。
- (4) 予算執行に関する事。
- (5) その他整備・予算に関する事。

(図書・紀要委員会)

第23条 図書・紀要委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 図書及び研究資料の収集・整備に関する事。
- (2) 研究紀要の企画・編集に関する事。
- (3) その他図書・紀要に関する事。

(特別賞等検討委員会)

第24条 特別賞等検討委員会は、本研究科の学生（留学生を含む。）に係る特別賞等の選考に関する事項を担当し、審議する。

(国際交流委員会)

第25条 国際交流委員会は、本研究科の国際交流を促進するため、次の事項を審議する。

- (1) 大学院生の交流
- (2) 教員の交流
- (3) 情報の交流
- (4) その他国際交流に関する事。

(博士課程委員会)

第26条 博士課程委員会は、本研究科博士（後期）課程の適切かつ円滑な運営が行われるために、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 入試に関する事。

- (2) 教務に関すること。
- (3) 予算に関すること。
- (4) その他博士課程に関すること。

(人事組織委員会)

第27条 人事組織委員会は、次の事項を担当し、審議する。

- (1) 教員の採用及び昇任に関すること。
- (2) 人員の配置・構成に関すること。
- (3) 教育・研究の組織及び制度に関すること。
- (4) その他教員の人事に関すること。
- (5) 諸規程等の検討に関すること。

2 人事組織委員会の構成、選挙権、被選挙権及び選出方法、並びに研究科長の出席については、京都市立芸術大学音楽学部委員会規程第27条から第30条までの規程を準用する。この場合において、規程中「学部長」とあるのは「研究科長」と、「教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第3章 補則

第28条 この規程の改廃には、研究科委員会構成員の過半数の同意を要する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月17日から施行する。